



令和5年12月19日

各位

会社名 新日本製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 孝洋  
(コード番号：4931 東証プライム)  
問合せ先 執行役員財務経理本部長 小野 哲矢  
(TEL. 092-720-5800)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分及び

## 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、令和5年12月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分（Ⅰ）」という。）及び業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分（Ⅱ）」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 処分の概要

##### (1) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（Ⅰ））

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ① 処分期日                             | 令和6年1月18日                                    |
| ② 処分する株式の種類及び数                     | 当社普通株式 9,313株                                |
| ③ 処分価額                             | 1株につき1,639円                                  |
| ④ 処分価額の総額                          | 15,264,007円                                  |
| ⑤ 出資の履行方法                          | 金銭報酬債権の現物出資による                               |
| ⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数<br>並びに割り当てる株式の数 | 取締役* 2名<br>9,313株                            |
| ⑦ その他                              | 本自己株式処分（Ⅰ）については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。 |

##### (2) 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（Ⅱ））

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ① 処分期日                             | 令和6年1月18日                                    |
| ② 処分する株式の種類及び数                     | 当社普通株式 3,124株                                |
| ③ 処分価額                             | 1株につき1,639円                                  |
| ④ 処分価額の総額                          | 5,120,236円                                   |
| ⑤ 出資の履行方法                          | 金銭報酬債権の現物出資による                               |
| ⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数<br>並びに割り当てる株式の数 | 取締役* 2名<br>3,124株                            |
| ⑦ その他                              | 本自己株式処分（Ⅱ）については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。 |

※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除く

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、令和2年11月17日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とし、対象取締役に対し、役員退職慰労金制度に代わる株式報酬制度として当社の譲渡制限付株式を交付するリストラクテッド・ストック制度（以下「本RS制度」という。）及び業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本PSU制度」という。）を導入することを決議いたしました。

そして、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において、本RS制度として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額30,000,000円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とすること、本PSU制度として取締役（社外取締役を除く。）に対する普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価を乗じた額以内とすることを決議いただいております。

加えて、今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、令和5年12月19日開催の第35回定時株主総会において、従来の本RS制度及び本PSU制度に係る報酬枠を廃止し、改めて、監査等委員会設置会社への移行後の本RS制度に係る取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額30,000,000円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とすること、移行後の本PSU制度に係る取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、普通株式付与のための金銭報酬債権の総額を、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価を乗じた額以内とすること、また本RS制度及び本PSU制度における各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにつきご承認いただいております。

なお、本RS制度及び本PSU制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本RS制度の概要等】

#### (1) 本RS制度及び本割当契約の概要

本RS制度は、対象取締役に対し、対象取締役の役位に応じて決定される金額に相当する数の当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）を交付する株式報酬制度であり、当社と対象取締役との間で締結される割当契約（以下「本割当契約」という。）において具体的な支給額や条件について各対象取締役と合意します。

#### (2) 譲渡制限期間

令和6年1月18日～令和36年1月18日

対象取締役は、5年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

#### (3) 無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に退任した場合又は法令若しくは当社の内部規程の違反等一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することとします。

#### (4) 譲渡制限の解除

上記(2)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の開始日までの期間（以下「本対象業務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記(3)に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### (5) 残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (6) 事業再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### 【本 PSU 制度の概要等】

#### (1) 本 PSU 制度の概要

本 PSU 制度は、連続する3事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、令和6年9月期（自令和5年10月1日至令和6年9月30日）から令和8年9月期（自令和7年10月1日至令和8年9月30日）までとし、令和9年9月期（自令和8年10月1日至令和9年9月30日）以降も連続する3事業年度を対象期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続することを予定。）として設定し、対象期間全体及び各事業年度の当社業績等の数値目標を当社取締役会において設定した上で、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、対象取締役に対し、対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬制度です。

#### (2) 本 PSU 制度の仕組み

本 PSU 制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 対象取締役は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）とします。
- ② 当社は、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出の基礎となる、対象取締役の役位に応じた標準支給報酬額、並びに業績達成率及び定性評価倍率等の各数値目標を含めた算定方法等の内容を当社取締役会において決定します。
- ③ 当社は、対象期間の終了後、当該対象期間における各事業年度に係る当社業績等の数値目標の達成率に応じて定められた一定の係数に従い、各対象取締役に支給する報酬の基準となる当社普通株式の数を決定します。
- ④ 当社は、上記で決定された各対象取締役に支給する報酬の基準となる当社普通株式の数及び交付時の当社普通株式の時価に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

(3) 対象取締役に交付する当社普通株式及び当該株式取得に係る金銭債権の額の算定方法  
当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び金銭報酬債権の額を算定いたします。

- ① 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額  
各対象取締役に交付する当社普通株式の数 × 交付時株価 (※1)
- ② 各対象取締役に交付する当社普通株式の数 (以下「交付基準株式数」という。)  
以下の合計とします。
  - (i) 対象期間中の事業年度ごとに当該事業年度終了後に確定するユニット数の合計数 (連続する3事業年度分)
  - (ii) 対象期間の全体につき当該対象期間終了後に確定するユニット数
- ③ ユニット数の算定式
  - (i) 事業年度ごとに確定するユニット数  
標準支給報酬額に基づくユニット数 × 各事業年度の業績達成率に応じた支給率 (※2) × 定性評価倍率 (※3)
  - (ii) 対象期間の全体につき確定するユニット数  
標準支給報酬額に基づくユニット数の対象期間内各事業年度の平均値 × 対象期間全体の業績達成率に応じた支給率 (※2) × 定性評価倍率 (※3)
- ④ 標準支給報酬額に基づくユニット数  
標準支給報酬額 (※4) ÷ 基準株価 (※5)  
いずれの事業年度におけるユニット数の計算においても、計算の結果1ユニット未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

※1 交付時株価は、対象期間の最終事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 (同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値) とします。

※2 業績達成に応じた支給率は、対象期間中の各事業年度又は対象期間全体の、当社全体及び個人別の売上高や営業利益等の目標達成度に応じて、当社取締役会において定める方法により、△100%から400% (年率) の範囲で算定されます。

※3 定性評価倍率は、組織の評価、人財育成、将来への貢献その他の評価項目に沿って、当社取締役会において決定します。

※4 標準支給報酬額は、各対象取締役の役位を考慮して、当社取締役会において決定します。

※5 基準株価は、対象期間の最初の取引日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 (同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値) とします。

ただし、対象取締役全員分の交付基準株式数の合計の上限は、対象期間ごとに、当社普通株式60,000株とします。交付基準株式数の対象取締役全員分の合計が上記上限数を超える場合、各対象取締役の交付基準株式数は、当該上限数に、対象取締役全員の交付基準株式数の合計に対して当該対象取締役の交付基準株式数が占める割合を乗じて得られた数とします。

(4) 対象取締役に対する本PSU制度に基づく報酬の支給の条件  
対象取締役が、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な権利喪失事由 (当社取締役会において定める。) に該当した場合には、当該対象取締役に対して本PSU制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、従って当社普通株式も交付されません。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分（Ⅰ）及び本自己株式処分（Ⅱ）は、本 RS 制度及び本 PSU 制度に基づく自己株式処分として行われるものです。そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、令和 5 年 12 月 18 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,639 円としております。これは、本自己株式処分（Ⅰ）及び本自己株式処分（Ⅱ）に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上